いすみ市選挙管理委員会告示第24号

ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日について

令和８年 11 月 15 日執行予定のいすみ市議会議員一般選挙において、いすみ市選挙ポスター掲示場設置条例（平成 17 年条例第 20 号）の規定により設置されるポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和８年11月８日である。

令和８年11月２日

いすみ市選挙管理委員会委員長　山口　明也